

# 「2025 年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託」 公募要領

## 1 業務名

2025 年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託

### (1) 業務の趣旨・目的

2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）において、住民等一人ひとりにボランティア活動を通じて万博開催の担い手になってもらうことで万博の円滑な運営に資するとともに、大阪の魅力を国内外に発信する機会の創出にもつなげる。また、ボランティアに参加し、多くの方々と一丸となって万博を作り上げていくことは、参加者にとって他では得られない貴重な体験となる。

そのため、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、主として万博会場内（※）で活動するボランティアの募集及び管理運営等を行う。

本業務委託は、当該ボランティア（以下「参加者」という。）の募集、選考、研修及び活動等にかかる管理運営業務等（以下「委託業務」という。）について、円滑に遂行することを目的とするものである。

なお、主として万博会場外で活動するボランティアについては、大阪府及び大阪市（以下「大阪府市」という。）が募集及び管理運営等を行う。

※万博会場内とは…万博の開催場所である大阪夢洲にある万博会場や夢洲駅、夢洲駅周辺などを含めた夢洲全域、及び、会場外（P&R）駐車場をいう。

### (2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

### (3) 委託上限額

1,116,230 千円（税込）

## 2 スケジュール

2023 年 7 月 11 日（火）	公募開始
2023 年 7 月 18 日（火）	質問受付締切
2023 年 7 月 25 日（火）まで	質問に対する回答
2023 年 7 月 28 日（金）	守秘義務誓約書（様式 1）提出締切
2023 年 7 月 31 日（月）	応募書類の受付開始
2023 年 8 月 22 日（火）	応募書類提出締切
2023 年 8 月下旬頃	選定委員会
2023 年 9 月	契約締結、業務開始
2026 年 3 月 31 日（火）	業務終了（報告書提出）

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）、（7）及び（8）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 以下のいずれかの業務を履行した実績があること。

① 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係るボランティア運営業務の経験を有すること。

② 地方博覧会に係るボランティア運営業務の経験を有すること。

③ 博覧会に限らず、大規模スポーツイベントなどで上記①、②と同規模かつ類似の業務の経験を有すること。

(6) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

(7) 本業務の実施にあたり、システム導入を含む場合は、以下の認証を取得していること。

情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)

(8) 本業務内で取り扱う個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証を取得していること。

プライバシーマーク(JIS Q 15001)

### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者は守秘義務誓約書（様式1）を提出すること。セキュリティ等の観点から、守秘義務誓約書を提出した者に限り、「セキュリティ要件一覧表（チェックシート）（様式8）」及び「2025年日本国際博覧会 ボランティア運営体制に係る基本構想※」を開示する。

※「2025年日本国際博覧会 ボランティア運営体制に係る基本構想」は、協会において、ボランティア活動を円滑に推進することを目的に、基本的な事項とその方向性を取りまとめたもの。

本業務の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

2023年7月11日（火）から2023年8月22日（火）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

※「セキュリティ要件一覧表（チェックシート）（様式8）」及び「2025年日本国際博覧会 ボランティア運営体制に係る基本構想」は、守秘義務誓約書（様式1）提出後に電子メールにて配布。

(2) 守秘義務誓約書（様式1）の受付

ア 受付期間

2023年7月11日（火）から2023年7月28日（金）12時まで

イ 提出方法

電子メール（送信先：unei-volunteer@expo2025.or.jp）により提出すること。

※「件名」の初めに「【守秘義務誓約書】2025年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託」と明記し、守秘義務誓約書（様式1）に記入・押印のうえ、PDFにしてメールに添付すること。

また、電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8669）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

なお、電子メールによる送付後、押印済み原本を下記の宛先へ郵送により提出すること。

※郵送による提出は、7月28日（金）までの消印のあるものを有効とする。

宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階（受付）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 ボランティア課

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(3) 応募書類の受付

ア 受付期間

2023年7月31日（月）から2023年8月22日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。

宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階（受付）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 ボランティア課

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信することとする。

（送信先：unei-volunteer@expo2025.or.jp）

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8669）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

#### ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(4) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

#### 【応募時に必要な書類】

副本については事業者名、社章等提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

ア 応募申込書（様式 2：原本 1 部）

イ 企画提案書

- ① 企画提案書（A4 用紙、様式自由：原本 1 部、副本 8 部）
- ② 全体概要（A4 又は A3 用紙 1 ページ、様式自由：原本 1 部、副本 8 部）
- ③ 応募金額提案書（様式 3：原本 1 部、副本 8 部）

ウ 業務実績申告書（様式 4：原本 1 部、副本 8 部）

※公募参加資格（5）の履行実績①、②、③を詳細に記載すること

エ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式 5：原本 1 部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：原本 1 部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式 7：原本 1 部）

カ セキュリティ要件一覧表（チェックシート）（様式 8：原本 1 部）

※提案の中にシステム導入を含む者に限る。

キ 持続可能性の確保に向けた取り組み状況について（チェックシート）（様式 9：原本 1 部）

#### 【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約交渉の相手方のみ提出）】

ク 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）

ケ ①法人登記簿謄本（1 部）

- ・法人の場合に提出すること
- ・発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

- ・個人の場合に提出すること
- ・発行日から 3 カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

- ・個人の場合に提出すること
- ・発行日から 3 カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

- ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ 使用印鑑届（様式 10：原本 1 部）

ス 印鑑証明書（原本 1 部）

セ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 11：原本 1 部）

ソ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 12：原本 1 部）

タ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)に係る認定証の写し（1 部）※本業務の実施にあたり、システム導入を含む場合

チ プライバシーマークに係る認定証の写し（1 部）

(5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(6) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(7) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は原本、副本ともに PDF ファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「2025 年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

## 5 説明会

実施しない。

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

2023 年 7 月 11 日（火）から 2023 年 7 月 18 日（火）12 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：unei-volunteer@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025 年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 13）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可。

質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025 年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託」の企画提案公募について】に掲載する。

## 7 プレゼンテーションの実施

応募書類受付期間終了後、プレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、選定委員会委員による質疑を実施する。

- (1) 時期：2023年8月下旬頃
- (2) 場所：事前案内通知時に決定
- (3) 時間：事前案内通知時に決定
- (4) 評価者：「2025年日本国際博覧会 ボランティア運営業務委託」選定委員会委員
- (5) 内容：企画提案書について
- (6) 参加者：事前案内通知時に決定
- (7) 企画提案書等及びプレゼンテーションにおける説明、質疑に対する回答内容は受託者が本業務において着実に履行するものとする。

## 8 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。また、プレゼンテーション審査の開催方法（対面形式、オンライン）についても、併せて通知する。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、150点満点中90点未満の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

### (2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
事業趣旨及び事業内容の理解度		企画全体の考え方は、本事業の趣旨を十分に理解した上で、組み立てられているか。	15点
提案内容	交流スペース	交流スペースについて、参加者同士の交流や意見交換を促進し、発案を促すために効果的な設置場所、設置期間、広さ、設備及び必要物品等が提案されているか。	5点
	活動内容	○事業目的に沿った活動内容や、参加者の満足度につながる活動内容が提案されているか。 ○企画提案者が提案する活動内容の達成に向けて、登録者数（募集人数）及び延べ活動人数が、適切かつ現実的に分析及び検討がされているか。 ○参加者による自発的な活動内容等の発案を促し、それを実践する工夫が提案されているか。	15点

	募集・選考に関する事	○募集・選考に際し、国籍、年齢、性別及び障がいの有無等に関わらず、幅広い方がボランティアに参加しやすいよう必要な配慮が提案されているか。 ○募集に関する説明会について、企画提案者が想定する募集人数に照らして、適切な実施場所・実施回数及び実施手法等が提案されているか。	10点
	研修に関する事	○基本研修、リーダー研修、配置別研修の内容について、研修概要に沿った提案がされているか。 ○参加者が可能な限り、時間や場所に縛られず研修を受講できるよう、各研修の受講方法について検討がされているか。 ○各研修にあたって、参加者同士の交流促進につながる実施方法の工夫が提案されているか。	10点
	参加意欲の維持・向上に関する事	参加意欲の維持・向上や、活動の質の向上につながる取組が提案されているか。	10点
	大阪府市との連携に関する事	大阪府市との効率的、効果的な連携方法が提案されているか。 ・募集・選考に関する事。 ・研修に関する事。 ・参加意欲の維持・向上及び活動の質の向上に関する事。 ・上記3項目以外に関する事。	30点
	業務実施体制	○各業務の遂行にあたり、必要な体制が取られ、効果的かつ確かな運営手法が提案されているか。また、提案者がその体制を構築できる運営基盤を有しているか。 ○経験やノウハウ等を有し、本事業を的確に遂行できるスタッフが配置されているか。 ○災害時等の対応も含め、安全・危機管理体制が取られているか。また個人情報の取り扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制が取られているか。 ○業務スケジュールの考え方に妥当性があり、かつ実現性が高い内容となっているか。	25点
	価格点	価格点の算定式 満点(30点)×提案価格(※)のうち最低価格/自社の提案価格(※) ※提案価格からは交通費1,000円相当分及び食費1,000円相当分として計上した経費を除く	30点
	合計		150点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧

会 ボランティア運營業務委託】において公表する。

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募した提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、年度ごとに当該年度の事業実績及び費用精算書を提出し、協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、契約金額の範囲内で支払うこととする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式12）を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和22年4月30



日勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

エ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 10 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630\\_procurement\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf))
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力の支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

## 11 その他

- (1) 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)等を遵守すること。
- (3) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。